

相互援助の手引き



伊丹市育児ファミリー・サポート・センター

補償保険制度について

報酬の基準

共通理解

会員の心得

援助が必要になったら

援助できる内容

相互援助について

相互援助について

伊丹市育児ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が、お互いに助けたり助けられたりして育児の相互援助活動を行う会員組織です。

安心して育児ができる環境づくりのためにみんなで助け合う地域の支援活動です。



会員の条件

依頼会員	<ul style="list-style-type: none">伊丹市に在住、もしくは伊丹市内の事業所に勤務している人。宝塚市、川西市、猪名川町、三田市の在住市町で登録されている人で、0歳～小学6年生までの子どもがいる人。
協力会員	<ul style="list-style-type: none">市内在住・在勤者又は概ね1km未満の隣接市在住者。心身ともに健康で自宅で子どもを預かれ、育児に関する相互援助活動が可能なる人。
両方会員	<ul style="list-style-type: none">依頼会員・協力会員を兼ねることができます。

相互援助について

援助できる内容

援助が必要になったら

会員の心得

共通理解

報酬の基準

補償保険制度について

援助できる内容

- 保育所（園）、幼稚園の送迎
- 保育所（園）、幼稚園の登所（園）前の預かり及び送り
- 保育所（園）、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり
- 保育所（園）、学校等休み時の預かり
- 児童クラブ終了後又は学校の放課後の預かり
- 子ども連れでは出かけにくい外出時等の預かり
（参観日、歯医者、冠婚葬祭など）
- 依頼会員の短時間、臨時的就労時の預かり
- その他…センターで認める範囲内での援助

※原則として、協力会員の家庭で子どもを預かります。

※援助活動は、早朝、夜間にわたることもありますが、
宿泊は行いません。



補償保険制度について

報酬の基準

共通理解

会員の心得

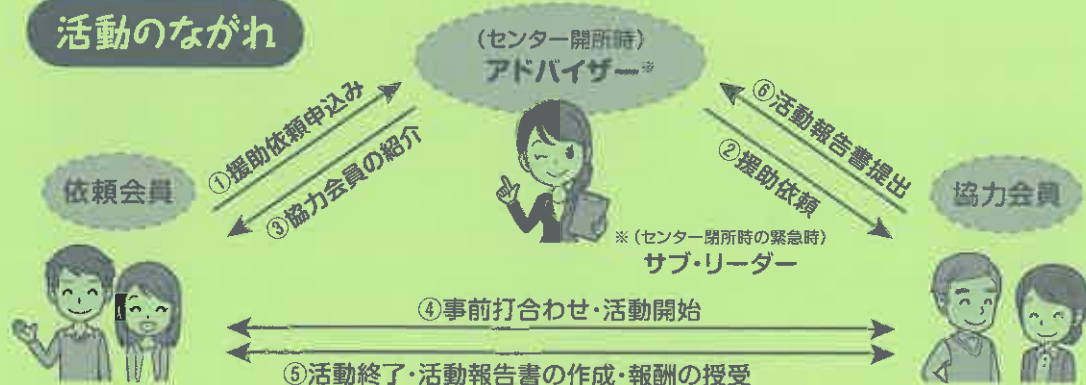
援助が必要になったら

援助できる内容

援助が必要になったら

1. センター事務局（またはサブリーダー）に電話します。
 2. センター事務局（またはサブリーダー）は協力会員に連絡します。
 3. 協力会員は、依頼会員と事前打ち合わせをして活動します。
 4. 協力会員は、援助が終わったら活動報告書（3部複写）を書きます。
 5. 依頼会員は、規定の報酬及び実費を協力会員に直接支払います。
- ※支援の依頼は、概ね3ヶ月以内の予定分まで受け付けします。
※突発的な支援依頼については、可能な限り対応いたします。

活動のながれ



援助が必要になったら

会員の心得

共通理解

報酬の基準

補償保険制度について

会員の心得

1. ファミリー・サポート・センター事業の趣旨を理解し、決まりを守りましょう。ⓔ ⓓ
2. お互いのプライバシーは守りましょう。ⓔ ⓓ
3. センター（またはサプリーダー）へ連絡なしに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。センター（またはサプリーダー）を通さないものについては、補償保険は適用されません。お顔合わせがお済みの方は、会員同士で直接交渉していただいても結構ですが、交渉が成立したら必ず、依頼会員がセンターへ連絡してください。※注
連絡のない援助活動には、補償保険は適用されませんのでご注意ください。ⓔ ⓓ
4. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。ⓓ
5. 保育のために特別な部屋を用意する必要はありませんが、子どもが触れたり、口に入れると危ない物は手の届かない所に置き換える等、子どもにとって安全な環境であるか、事前に確認してください。ⓓ
6. 依頼した援助内容以外の援助はできません。ⓔ
7. 活動後は「活動報告書」を作成し、依頼会員の署名をもらった後、翌月5日までにセンターへ提出してください。なお、「活動報告書」の提出がないものについては、保険の対象外となります。ⓓ

ⓔ …依頼会員

ⓓ …協力会員



- ※注）連絡方法
- ・電話（閉館時間中は留守番電話になります）
 - ・FAX（閉館時間中は使用できません）
 - ・WEB（Q 伊丹ファミサポ援助依頼）

共通理解

1. 事前打合わせは、必ず行ってください。
 2. 約束した時間は、必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
 3. 援助が終了したら、協力会員は活動報告書(3部複写)を作成し、依頼会員の署名をもらい、一部をセンターに送ってください。
 4. おやつや食事は、会員同士十分打合わせをしてください。
- ※交通費、食事(ミルク)代、おむつ代などについては、依頼会員が実費を支払います。
- ※会員証は、常時携帯して活動してください。



報酬の基準

伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会則第13条に基づく報酬の基準は、次のとおりです。

一般 保育	月曜～金曜 (7時～21時)	1時間あたり	800円
	早朝・夜間	1時間あたり	900円
	土・日・祝・年末年始	1時間あたり	900円
	軽度の病気の場合	1時間あたり	900円

活動時間とは、協力会員が援助活動をスタートした時点から終了時点までです。

※軽度の病気について…

症状の峠を越え、感染の心配がないと医師の診断が出た回復期の預かりのみが対象となります。

- ・最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ・援助の時間が1時間を超えた場合の計算は、30分以内は上記の半額とし、30分を超えた場合は1時間とみなします。
- ・兄弟、姉妹を預ける場合は、二人目から報酬額が半額となります。
- ・取消料については、次のとおり依頼会員が支払ってください。

前日までの取消…無 料

当日取消…………… 上記基準により算定された報酬額の半額

無断取消…………… 全 額

※台風等の自然災害により警報が発令され、支援が不可能となった場合のみ、当日キャンセルされても取消料は無料となります。

- ・交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。
- ・マイカーを利用の場合は、ガソリン代の実費とします。

補償保険制度について

(2024年度加入保険)

トラブルの防止のため、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

- 1. 会員傷害保険** 協力会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅と通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときに補償します。（熱中症、細菌性食中毒、天災によるケガも補償します。）

種 類	補 償 額	備 考
死亡保険金	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害保険金	程度により20万円～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院保険金(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院で180日を限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の所定の手術
通院保険金(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

- 2. 賠償責任保険** 協力会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、「センター」もしくは協力会員が負担する賠償金等を補償します。（自宅とサービス提供場所との往復途上の事故も補償します。）
※車の支援の際に事故が発生した場合はこの保険は適用されず、車の修理などは会員の個人的負担（自動車保険）での対応となります。

種 別	補 償 額	備 考
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物賠償金 2億円	損害賠償金(賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等)、事故発生時の応急手当等の緊急措置費用、保険会社の要求する協力費用(事前に保険会社の承認を得たもの)を補償
初期対応費用	1,000万円 (見舞金・見舞品は10万円)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を補償 被害者に支払う見舞金(香典を含む)又は見舞品の購入費等を補償
訴訟対応費用	1,000万円	応訴に必要な内部的費用(残業代、交通費等)を補償
受託者賠償責任保険	1,000万円	依頼会員から預かった現金や物品が紛失・損壊、又は盗難された場合に対象
個人情報漏えい保険	【賠償責任部分】3億円 【対応費用部分】3,000万円	個人情報の漏えい起因して、賠償責任を負うことによる損害を補償 事故への対応で支出した必要不可欠な費用を補償

- 3. 依頼子ども傷害保険** 依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償します。(熱中症、細菌性食中毒、天災によるケガも補償します。)

種 別	補 償 額	備 考
死亡保険金	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害保険金	程度により12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院保険金(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院で30日を限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の所定の手術
通院保険金(1日)	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

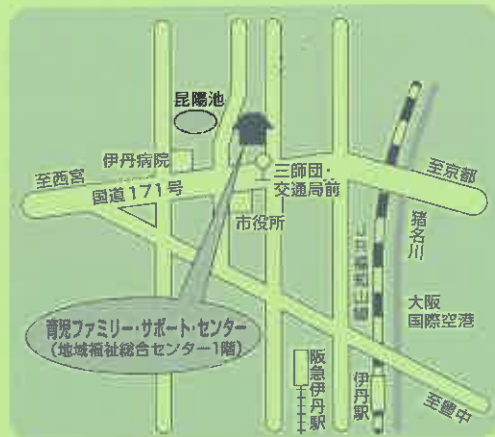
- 4. お見舞金制度** 依頼会員の子どもが、協力会員の財物を破損したり、協力会員の子どもにケガをさせた場合等に、協力会員に対して10万円を限度にお見舞金を支払う制度です。
お見舞金は、1活動につき1回支払われます。1活動に複数の事故があっても、1事故となります。

お申し込み・お問い合わせ先

伊丹市 育児ファミリー・サポート・センター事務局

〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地
伊丹市立地域福祉総合センター1階
(いたみいきいきプラザ)
TEL・FAX 072-772-4560

- 開館時間** 午前9時～午後5時まで
休館日 日・祝日、年末年始
交通機関 伊丹市バス
「三師団・交通局前」バス停下車すぐ



この印刷物は 240 部作成し、印刷経費は 1 部あたり 247.5 円です。